

# 「森林・水環境税」とは

地方自治体が、**森林の整備・保全対策**や**湖沼・河川の水質保全・再生対策**に取り組むため、**新たな財源を確保**するために創設された租税が「森林・水環境税」です。

税収に基づく基金が設置され、**従来の環境保全対策を超えた「特別な対策」**に**充当**されている。

## 導入の背景

- 地方分権改革による、地方新税の創設自由化
- 森林荒廃による公益的機能（水源かん養機能等）の低下や気候変動による猛暑、渇水、集中豪雨等の顕在化 など

## 森林・水環境税の導入状況

平成15年4月 高知県が「森林環境税」を導入  
現在、34県が制度を導入済み

## 森林・水環境保全の負担形式 — 受益と負担は誰に帰属？

- ① 法定外目的税による方式（水道料金への上乗せ）
  - 水源地がもたらす様々な公益は、水道利用者（受益者）が負担すべきもの。
  - 水道使用者が「水の使用量」に応じて、負担することが望ましい。
- ② 県民税の超過課税（上乗せ）方式
  - 森林全体がもたらす公益は、住民全員に帰着する（個別に計測困難）。
  - なるべく多くの住民が均等に負担することが望ましい。

本展示では、印旛沼流域を含む、利根川流域圏内の  
広域自治体（群馬県・栃木県・茨城県）の税制度を紹介します。

# 栃木県・群馬県の税制度

## 「森林の公益的機能」の保全・再生への活用

### 制度の概要

課税方式	県民税均等割の超過課税 (とちぎの元気な森づくり県民税・基金)(ぐんま緑の県民税・基金)
納税義務者	個人：県内に住所、家屋敷等を有する人 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人
税額	個人：年額 700 円 法人：県民税均等割りの7%相当額 (1,400～56,000円)
課税期間	10年間(群馬県：5年間)
課税の根拠	とちぎの元気な森づくり県民税条例 森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(群馬県)
制度導入時期	栃木県(平成20年度)、群馬県(平成26年度)

### 税収の状況

栃木県：平成24年 約8億2,736万円  
平成25年 約9億3,319万円  
平成26年 約9億8,700万円  
群馬県：平成26年 約6億2,000万円

### 税収の主な活用状況

(栃木県・H27年度事業計画)

- ① **とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業** …… 約5億1,560万円  
間伐面積 2,400ha 食害対策面積 228ha など、県単独事業
- ② **明るく安全な里山林整備事業** …… 約1億8,700万円  
里山林整備、通学路・住宅地周辺の里山林整備、  
野生獣被害軽減対策など、市町村交付金事業
- ③ **森を育む人づくり事業(ソフト対策)** …… 約1億4,300万円

# 茨城県の税制度

## 「森林と水環境」の保全・再生への活用

### 制度の概要

課税方式	県民税均等割の超過課税（森林湖沼環境税・基金）
納税義務者	個人：県内に住所、家屋敷等を有する人 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人
税額	個人：年額 1,000 円 / 年 法人：県民税均等割りの10%相当額 (2,000～80,000円)
課税期間	5年間（現在2期目）
課税の根拠	茨城県森林湖沼環境条例
制度導入時期	平成 20 年度

### 税収の状況

平成 24 年 約 16 億 4,000 万円  
平成 25 年 約 16 億 5,000 万円  
平成 26 年 約 16 億 8,000 万円

### 税収の主な活用状況

（平成25年度実績・水環境関連のみ）

- ① **生活排水等の汚濁負荷量の削減（点源対策）**…………… **505百万円**  
高度処理型浄化槽設置、下水道、農業集落排水施設への接続補助等
- ② **農地からの流出水への対策（面源対策）**…………… **38百万円**  
農業排水を再利用する循環かんがい施設の整備・管理
- ③ **県民参加による水質保全活動の推進**…………… **58百万円**
- ④ **水辺環境の保全（湖水・河川対策）**…………… **418百万円**  
公募した水質浄化技術の実証試験、アオコの発生抑制・回収等

**【事業成果】** COD削減：約 49.4t 全窒素：約 35.6t 全りん：約 4.1t

→ 平均的な家庭約 7,100世帯分の年間排出負荷量(COD)に相当

# 印旛沼流域圏での導入に向けて

## —「水循環系の健全化」のための提言—

### 提言1

#### 水循環健全化対策の特定財源となる「森林・水環境税」の導入を。

- 流域における水循環健全化対策を着実に推進するため、**水環境と森林の保全を一体的にとらえた税制**を整備すべきである。

### 提言2

#### 税収を用いて実施する対策に「住民意見」の反映を。

- 森林・水環境税は**「税による住民参加」**を目指すもの。  
税と結合した住民参加システムを整備し、税収の使途や優先順位、事業成果の把握に、住民の意見を反映すべきである。

### 提言3

#### 水と森林を保全再生し、次世代に残していくため、幅広く、「保全や費用負担のあり方」についての議論を。

- **地域の「持続的な発展」**を支える森林・農地・水環境の**現状を共有**し、**租税の追加的負担に対する合意形成**を図っていく必要がある。

#### 【参考文献】

諸富徹・沼尾波子編 (2012)『水と森の財政学』日本経済評論社

佐藤寛・林健一 (2015)『水循環保全再生政策の動向—利根川流域圏内における研究』成文堂